



# あばあちゃん料理教室

ハンバーグの味はどうかな。今日おしえてもらったのをさっそく今晚作って、孫やおじいさん、お父さん、お母さんにも食べてもらおう…。

孫が喜んで食べてくれるのを見るのがうれしくて…。

# 広報よいた

4月 No.238

■発行／与板町(代表者与板町長平澤甚九郎) ■電話(0258)代72-310

■電話(0258)(代)72-3100

今月のページ	
第1回定例議会	2・3
新年度一般会計予算	4・5
議会一般質問	6・7
保健コーナー	9
みんなの広場	12~14
くらしのカレンダー	16

## くらしのカレンダー (4月15日～5月15日)

15	火	・心配ごと相談室 役場男子厚生室／午後1時30分～	1	木	・スポーツ広場ナイター開始 メーデー
16	水		2	金	・献血 役場前／午前10時～正午・午後1時～3時 八十八夜
17	木		3	土	憲法記念日
18	金	・観音まつり 大坂屋別荘 発明の日	4	日	
19	土		5	月	こどもの日・端午の節句・児童福祉週間
20	日	・県知事・県議補欠選挙投票日 通信記念日・郵便週間	6	火	・心配ごと相談室 役場男子厚生室／午後1時30分～ 立夏
21	月	・補聴器巡回相談日 役場住民課／午前10時～10時30分 ・乳児健診 母子センター／午後1時～1時30分迄受付 (S60.4.1～S60.6.30迄出生児) ・施設利用調整会 町民体育館／午後8時～	7	水	
22	火	・心配ごと相談室 役場男子厚生室／午後1時30分～	8	木	世界赤十字デー
23	水	・補聴器巡回相談日 役場住民課／午前10時～10時30分	9	金	
24	木	・母親学級 母子センター／午後1時～1時30分迄受付 (S61.8月～S61.11月の分娩予定者)	10	土	・行政相談 与板町資料館／午後1時30分～ 愛鳥週間・交通安全家庭の日
25	金		11	日	・全国良寛会総会 徳昌寺 午前10時30分～ ・教育長杯朝野球リーグ開幕 スポーツ広場／午前5時45分～ ・中越地区少年柔道大会 町民体育館 母の日
26	土		12	月	・3才児健診 母子センター／午後1時～1時30分迄受付 (S58.1.1～S58.3.31迄出生児)
27	日	・近郷ママさんテニス大会 テニスコート ゴールデンウィークの交通事故防止運動	13	火	・心配ごと相談室 役場男子厚生室／午後1時30分～ ・寿スポーツ教室ハイキング 与板西山 ・ツベルクリン反応 母子センター／午後1時30分～2時30分(S60.2.1～S61.1月迄出生児) ・球場開き招待高校野球 スポーツ広場／午前10時～(与板高校・巻高校 長工高校を予定しています)
28	月	身体障害者福祉法施行記念日	14	水	・補聴器巡回相談日 役場住民課／午前10時～10時30分
29	火	天皇誕生日	15	木	・ツ反判定・BCG(5月13日ツ反実施者) 沖縄本土復帰記念日
30	水				

▼昭和61年度がいよいよ  
スタートしました。

町の一般会計予算、第一回町議会定例会の内容をお知らせします。又、今月号より議会一般質問の内容もあわせてお知らせします。

▼さあ、新学期です。期待と不安の高まる新一年生の皆さん、心新たにがんばって下さい。

▼長かった冬も終わり、待ちにまつた春がやってきました。なんとなく気分もウキウキ……。

= 人 口 =	
(3月31日現在)	
男	-----3,787人(-4人)
女	-----3,917人(±0人)
計	-----7,704人(-4人)
世帯数	-----1,813戸(+2戸)
入	-----63人
出	-----9人
転 出	-----70人
死 亡	-----6人

# 第一回町議会定例会

## 《27議案を議決》

昭和61年第1回定例会は、3月5日から20日までの16日間の日程で開催されました。

昭和60年度補正予算等の審議の後平澤町長の施政方針の説明をうけて5名の議員が一般質問されました。その後、条例の改正、新年度予算案など27の議案が提案され、慎重な審議の結果、いずれも原案どおり議決されました。

その主な結果は次のとおりです。

### =可決された議案=

■報告第1号  
町長の専決処分報告承認について

・豪雪のための除排雪経費の補正

■報告第2号  
寄付採納について

・長町の丸山あや子様より幼稚園備品として、演台のご寄付

■議案第1号  
与板町議會議員の昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例を廃止する条例制定について

■議案第2号  
昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例を廃止する条例制定について

・議會議員・職員の昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例を廃止する

■議案第3号  
与板町税条例の一部を改正する条例制定について

・木材引取税の廃止及び督促手数料を50円から100円に改正

■議案第4号  
与板町課設置条例の一部を改正する条例制定について

・機構改革に伴う組織の簡素化

6課1室を5課に

■議案第5号  
与板町議會議員の報酬及び費用弁

償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

・支給日が休日又は土日にあたる時は、その前の金曜日に支給する

■議案第6号  
与板町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について

・幼稚園の授業料4,000円を5,000円に改める

■議案第7号  
与板町スポーツ広場条例の一部を改正する条例制定について

・夜間照明施設

点灯1時間2,500円を3,000円に、1時間を超え30分毎に1,000円を1,500円に改める

・テニスコート

個人利用…1コート1時間100円を1コート2時間500円に改める

大会使用…1コート半日2,000円を3,000円に改める

■議案第8号  
与板町老人憩の家設置および管理等に関する条例の一部を改正する条例制定について

・老人の対象を65才から60才に改め個人使用料200円を300円に、団体使用料100円を200円に改める

■議案第9号  
与板町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定について

・協議会委員の構成13名を10名に改める

■議案第10号  
与板町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

・助産費10万円を13万円に、葬祭費4万円を5万円に改める

■議案第11号  
与板町うまみち森林公園施設管理条例の一部を改正する条例制定について

・キャンプ用テント・毛布等の使用料を50円ずつ引き上げる

■議案第12号  
与板町議會議員の報酬及び費用弁

与板町都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定について

・機関改革により土木課を建設課に改める

■議案第13号  
与板町都市公園条例の一部を改正する条例制定について

・公園面積の増加に伴う区域の変更

■議案第14号  
与板町消防団員の定数・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

・幹部被服手当6,000円を8,700円に改める

■議案第15号  
町道路線認定について

・下丁5号線 延長 47.5m

■議案第16号  
昭和60年度与板町一般会計補正予算(第5号)について

・歳入歳出予算の総額にそれぞれ71,960千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,735,047千円とする

■議案第17号  
昭和60年度与板町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

・歳入歳出予算の総額にそれぞれ51,994千円を減額し、歳入歳出それぞれ425,222千円とする

■議案第18号  
昭和60年度与板町老人保健特別会計補正予算(第2号)について

・歳入歳出予算の総額にそれぞれ25,344千円を追加し、歳入歳出それぞれ337,303千円とする

■議案第19号  
昭和60年度与板町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

・歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,186千円を減額し、歳入歳出それぞれ50,208千円とする

■議案第20号  
昭和61年度与板町一般会計予算議定について

・歳入歳出予算の総額を1,467,100千円と定める

■議案第21号  
昭和61年度与板町国民健康保険事業特別会計予算議定について

・二十年以上の永きに亘り貢

務を認識し、地域住民の民

生安定に寄与される。

・歳入歳出予算の総額を389,967千円と定める

■議案第22号  
昭和61年度与板町老人保健特別会計予算議定について

・歳入歳出予算の総額を356,243千円と定める

■議案第23号  
昭和61年度三島郡予防接種健康被害調査事業特別会計予算議定について

・歳入歳出予算の総額を356千円と定める

■議案第24号  
昭和61年度与板町下水道事業特別会計予算議定について

・歳入歳出予算の総額を74,277千円と定める

■議案第25号  
与板町固定資産評価審査委員会委員の選任について

・川野 清松氏(堂前中島町)



- 議案第26号  
与板町職員の休日・休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ・出産の場合、産後6週間を産後8週間に改める
- 議案第27号  
昭和60年度与板町一般会計補正予算(第6号)について
- ・歳入歳出予算の総額にそれぞれ17,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,752,047千円とする

## 昭和61年度 施政方針

年への償還も考慮に入る時、憂慮せざるを得ない現状であります。

しかも社会・経済の構造は短かい歳月の中に大きな変革を続けており、高令化現象の進む趨勢は、医療費の増大や長い老後の不安への対応という難しい問題もはらんでおり、加えて活動人口の相対的な減少によって起きる地域社会の活力の低下の問題も当町のような形態を有する自治体にとって大きな課題として与えられています。

我々もこれらの冷厳なる現実を直視し、厳しい客観状況の中にあっても、住民の負託にこたえるには先ず強固な財政基盤の確立であることを念頭におきつつ、常に町民に心をくばる町民本位の町政を遂行して参らなければならないことはもとより言を待たない所であります。

国家財政は133兆円を越える国債発行の残高を抱えて身動きもままならず、地方財政における累積債務も又56兆円の巨額にのぼる状況の中で国・県の補助や起債に大きく依存して参りました町の財政構造は硬直化、窮屈の度を加え、後

これらの所信をふまえて町政の基本的指針を申しのべたいと存じます。

- ①企業誘致を含め民間活力の積極的導入による経済的基盤を強化し、町の活性化を図るために産業振興
- ②下水道の着工、消雪パイプの設置等の生活環境整備
- ③中学校改築等、将来町づくりの要となる人間を育てる基盤づくり、中学校改築に向けて設計に着手
- ④健全財政を堅守するための行政改革の断行

改訂を御約束申し上げました基本構想につきましては、10年後の与板町を展望し、想像を絶するスピードで、しかも多面的に変革をとげるであろう周囲の客觀状勢の中で将来への見通しは困難を極めるものと推測しながらも、現在11名の委員によつて6月答申をめどに審議が重ねられております。

「村おこし」「町おこし」ということが提唱されて数年経過致しました。まさに世の中は本格的な「地域主義時代」になったと申せましょう。

今後も、与板の町づくりに向けて堅い信念と強い情熱をもって、たゆみなく邁進いたす決意でございます。

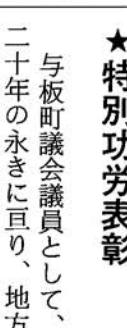
(要旨)



★功労表彰



★特別功労表彰



★特別功労表彰

晴れの受賞  
おめでとうございます



鳥山長男氏



木村栄信氏



山田順一氏

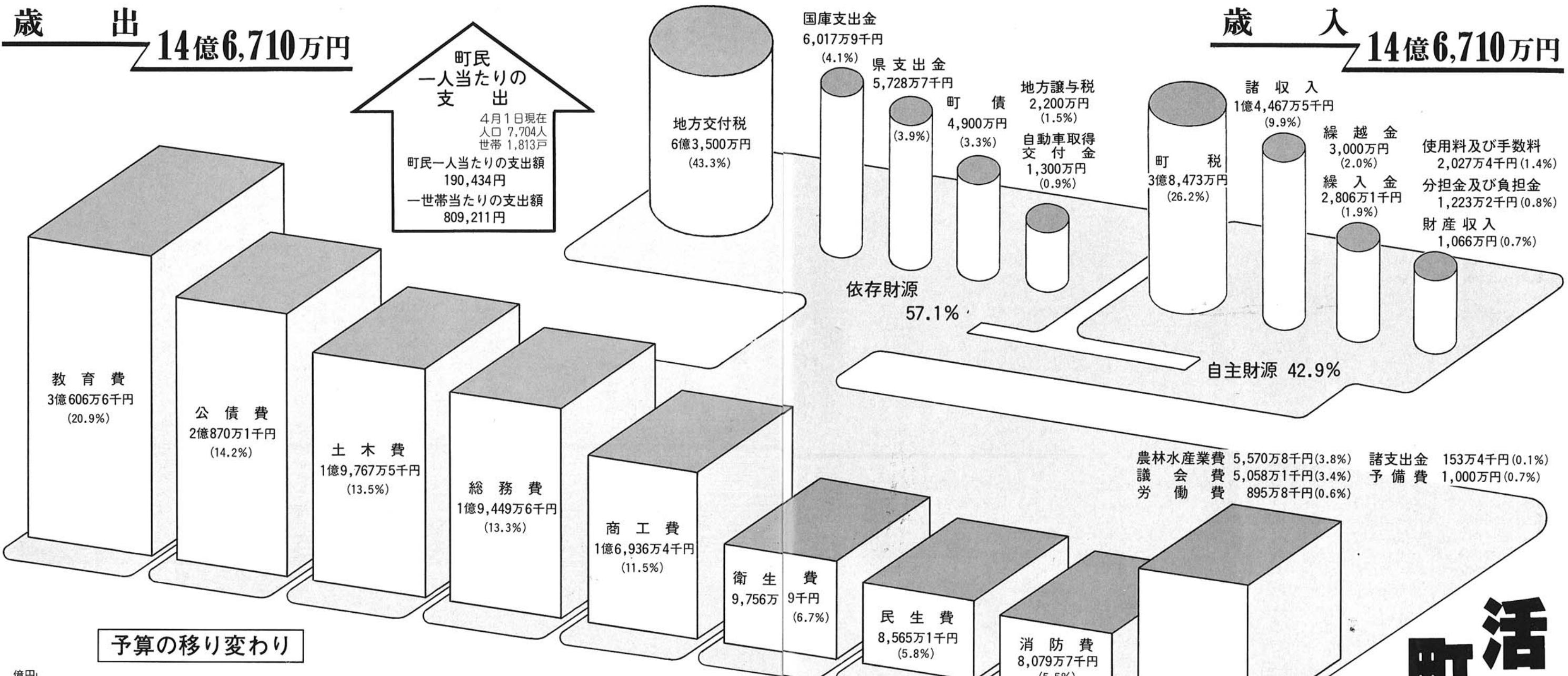


萩野照高氏

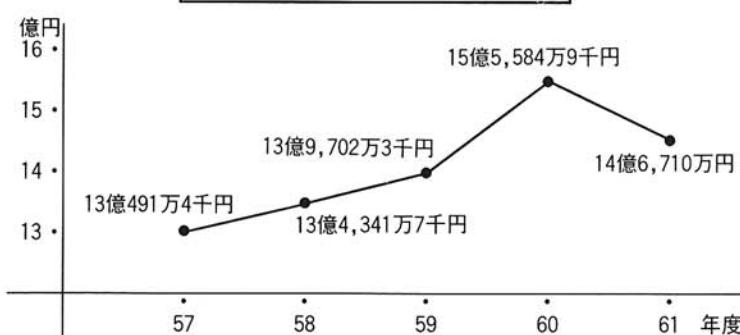
与板町消防団員として、二十年以上の永きに亘り責務を認識し、地域住民の民

生安定に寄与される。

**歳出** 14億6,710万円



### 予算の移り変わり



### 〈特別会計予算〉

- ・与板町老人保健特別会計  
歳入歳出予算 3億5,624万3千円
- ・三島郡予防接種健康被害調査事業特別会計  
歳入歳出予算 35万6千円
- ・与板町国民健康保険事業特別会計  
歳入歳出予算 3億8,996万7千円
- ・与板町下水道事業特別会計  
歳入歳出予算 7,427万7千円

### 町税のうちわけ

町民税	1億8,499万1千円
固定資産税	1億4,102万9千円
軽自動車税	550万円
町たばこ消費税	2,500万円
電気税	1,600万円
ガス税	45万円
入湯税	13万円
都市計画税	1,163万円

昭和61年度一般会計予算概要

今年度の予算編成に当たっては、国・地方を通じ深刻な危機に直面しており、国においては「財政改革の強力な推進」の方針をもとに、徹底した歳出の抑制により四年連続して、一般歳出を前年度以下に抑えようとしている。國庫依存度の高い当町については、町税・地方交付税とともに大幅な伸びが期待できない厳しい状況の中、行政大綱に基づき行政各般にわたる見直しを行っており、健全財政の確保に努めることを基盤とし、眞に必要な施策への財源の重点的・効率的配分を図りながら、次の重点施策により編成しました。

- ①与板中学校改築の調査設計
- ②工場誘致の促進
- ③歴史民俗資料館の整備

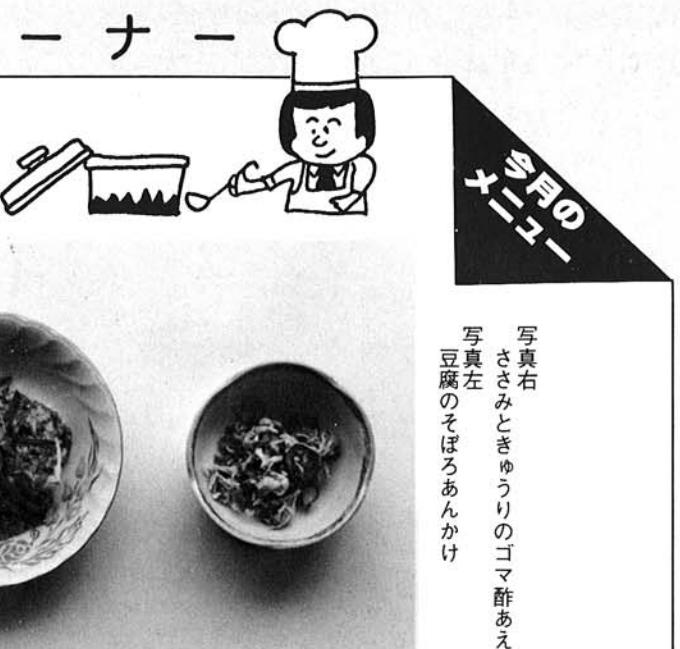
予算規模は総額一四億六、七一〇万円で前年度当初比九四・三%となりました。

**活力ある  
町づくりを  
めざして**



## 保健コ - ナ -

## 健康を食べる



～春の献立～

## 豆腐のそぼろあんかけ

●材 料 (4人分)	
豆腐	2/3 丁
とりひき肉	120g
たけのこ	少々
生しいたけ	4 枚
さやえんどう	12個
油	大さじ 2
④ { さとう しょうゆ	小さじ 2 大さじ 2
かたくり粉	小さじ 4
だし汁	1 カップ
●作り方	

- ① 豆腐は中があたたまるまでゆで水を切っておく。
- ② たけのこ、しいたけをみじん切りにし、とりひき肉と炒め、だし汁を加える。
- ③ ②に④を加え、かたくり粉の水どきでとろみをつける。
- ④ 器に豆腐を盛り、③のあんをか

## 戸外へ出る前に ウォーミン

## ・保健婦さんの ヒップ!!

春です。活動的な服装にきがえて、外へ出てみましょう。雪から解放されて、身体のこりをほぐしましょう。

しかし、急に激しい運動をしたのではかえって害になってしまいます。準備体操を兼ねて朝と夜やってみて下さい。

## 《朝起きたとき》

- ①両手を上げ下げしながら背すじを伸ばす。  

  - ②左右の手を交互に上げ、上半身を左右に傾ける。  

  - ③両手で膝の裏をつかんで上半身を前にかがめる。  

  - ④両腕をそろえて左右に振り回しながらからだをねじる。  


### 《寝る前》

- ① 横になったままの姿勢で足を床から離さないし、前後左右に動かす。
  - ② 両手を腰にあて膝をついて上体をうしろへ反らせる。
  - ③ 両手を水平にひろげた姿勢から、片手の指先を反対側の足首方向に振りおろす。
  - ④ うつ向きに寝た姿勢から両手で足首をつかみ、上体を起こす。

四月五日をもって、町消防団の新幹部が左記のように誕生しました。  
新幹部は佐藤団長のもと「365日無火災運動」をめざして、予防日には全町をくまなくPRしています。

● 意しあいましょう。  
消防団員を雇用されている事業主の皆  
さんにお願い  
万一、町内で火災等、緊急の災害が発  
生し、団員が出動する事態が生じました  
ら、出動の御便宜を計つて下さいますよ  
うお願い致します。

## 農業委員会委員12名が当選

与板町農業委員会委員の任期満了に伴う一般選挙は3月11日に告示され、同日午後5時に立候補の届出が締め切られましたが、定数（12名）をこえなかつたため法律に基づき直ちに「投票を行わないことになった」との告示をするとともに、3月17日に選挙会を開催し立候補者をもつて当選人と決定しました。

- |       |           |       |        |
|-------|-----------|-------|--------|
| ●当選者名 | (届出順・敬称略) | ◎会長   | ○会長代理  |
| 高野忠   | 松(岩方)     | 高木正一  | (薦都)   |
| 大橋健   | 二(山沢)     | 小川昭   | 保(南中)  |
| 山崎誠   | 松(本与板)    | 小林昭   | 一(広野)  |
| 岩本久   | 平(安永)     | 山田久   | 一(榎原)  |
| ○森安   | 居(榎原)     | ○斉藤秀  | 雄(柳之町) |
| 小林二郎  | (吉津)      | 樋口秀   | 一(本与板) |
| ●選任委員 | (敬称略)     |       |        |
| 風間信夫  | (柳之町)     | 大久保貞助 | (安永)   |
| 小川清   | (榎原)      | 山崎忠弥  | (本与板)  |
| 石橋健   | (葛都)      |       |        |

**おしらせ** 春は火災の多いシーズンです。山林での火入れ、枯草・芝焼き、家屋解体建材の焼却催しによる煙火の打上げ、賽の神等、このような行為をする場合には事前に役場又は消防署への届出が必要です。(条例で定められています) さらに、これらの実施にあたっては必ず見張人を配し消化用具を整えてから行って下さい。

## 大豆作共励会・新潟米生産費低減運動で 晴れの受賞

昭和60年度新潟県大豆作共励会及び新潟米生産費低減運動で次の農家・集団が受賞されました。

- 新潟県大豆作共励会  
優秀賞  
大久保秀雄(安永) 小林二郎(吉津)  
大野倉治(安永) 風間信夫(柳之町)
  - 新潟米生産費低減優良集団  
榎原農家組合

## 全国良寛会総会与板町で開催

- 期日 5月11日(日)
  - 時間 午前10時30分～
  - 会場 徳昌寺

全国良寛会の総会が与板町で開催されます。前鎌倉市長で鎌倉良寛会会长の小島寅雄氏の「良寛の心」という演題の記念講演、良寛をめぐる人達の歌を詩吟に託した杜陽会の詩吟等が予定されています。

全国から約300名の方々がこの総会に出席されます。皆さんも良寛に接するごとく温かい気持ちで迎えて下さいますようお願い致します。



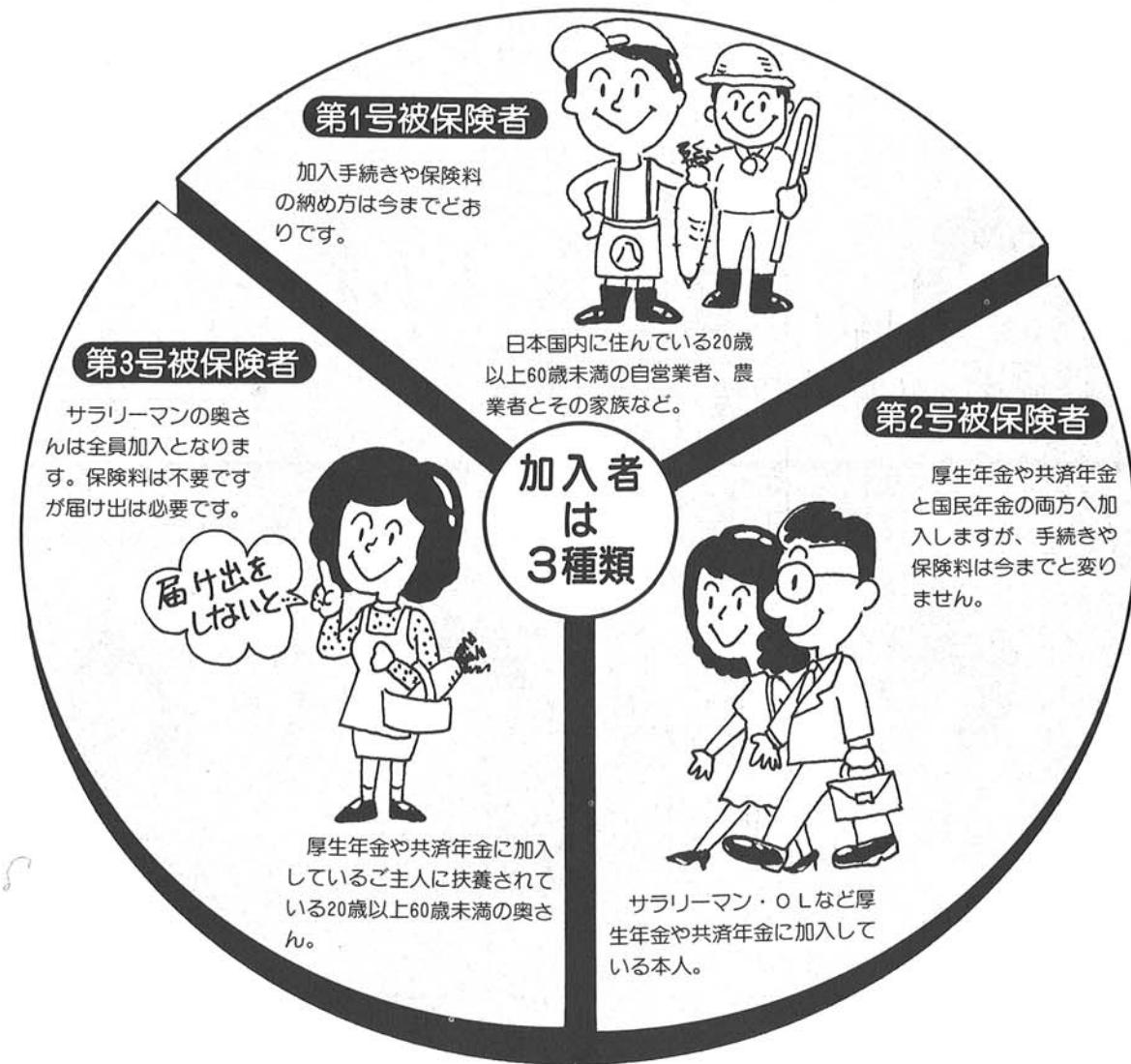




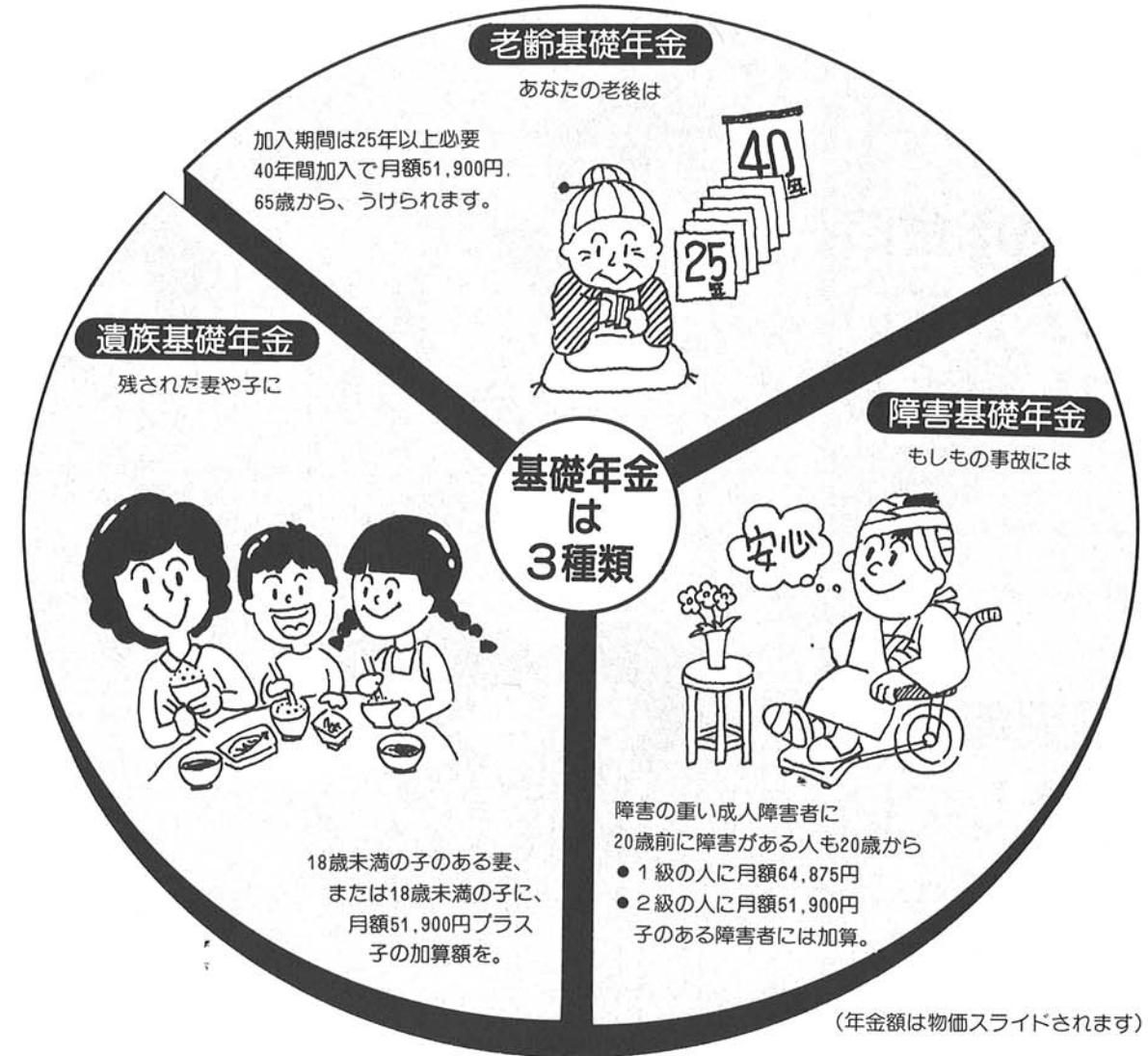
すべての人が国民年金に

# ねんきん新潟

国民年金加入促進月間  
年金法改正  
特集号  
昭和61年4月1日発行



## こんなとき、こんな基礎年金



### ■新国民年金とは

今月から新しい国民年金制度がスタートして、すべての人が国民年金に加入することになります。

農業、自営業などの人は、第1号被保険者、厚生年金や共済年金に加入しているサラリーマンは、第2号被保険者、サラリーマンの奥さんは、第3号被保険者となります。

## 新国民年金制度スタート

## 新しい年金は大正15年4月2日以後に生まれた人が受けます

## 大正15年4月1日以前生まれの人は変わりません

# サラリーマンの奥さん

## 第3号被保険者の届け出を忘れないで!!

国民年金に  
加入してい  
ない奥さん



国民年金に  
加入してい  
た奥さん



### 加入していなかった奥さん

●用紙が送られてこなかつた奥さんは、役場へおいでください。

今まで国民年金に加入していたのに社会保険庁から用紙が送られてこなかつたために届け出をしていない奥さんは、市町村役場に用紙があります。

また、用紙は送られてきているが、届け出を忘れている奥さんも、大至急手続きをしてください。

●提出すみの奥さんは、通知します。

三月三十一日までに手続きをすませた奥さんは、第三号被保険者の通知が八月頃までに送られてきますから確認してください。

### 届けないとどうなる

サラリーマンの奥さん（第三号被保険者）は、ご主人が加入している厚生年金、共済年金の方で、費用を肩代りしてくれますから、奥さん自身が保険料を納めなくとも年金を受けることができます。

しかし、この第三号被保険者の加入届を忘れると、未加入となつて、将来、年金を受けられなくなつたり、あるいは、納めなくともよい保険料を納めてしまつたりしますから、ご注意ください。

（注）奥さんに扶養されているご主人の場合と同様扱いとなります。

### すべての女性に年金権がつきます

サラリーマンの奥さんは、今までには希望者だけが国民年金に加入することになっていました。

それが今月からは、ご主人に扶養されていなくて、離婚したり、障害になつたりしたときに、年金が受けられなくなる場合ができました。これが今回の改正で、第三号被保険者として加入することによって、奥さん自身の年金が受けられるようになります。第三号被保険者は、保険料を納めなくともよいのですが、加入届は出していただかなければなりません。

今まで、希望加入でしたので、加入しないでいて、離婚したり、障害になつたりしたときに、年金が受けられなくなる場合がでました。これが今回の改正で、第三号被保険者として加入することによって、奥さん自身の年金が受けられるようになります。第三号被保険者は、保険料を納めなくともよいのですが、加入届は出していただかなければなりません。

第三号被保険者としての加入届を出してください。市町村役場に用紙が備え付けてありますから、ご主人の年金手帳、健康保険証、印鑑を持って、一日も早く届け出をして下さい。

この届け出をすると、社会保険庁から第三号被保険者の「年金手帳」が送られてきます。